

伝統や文化に関する教育の充実に向けて

熊本県教育委員会

1 学習指導要領の改訂を踏まえた伝統や文化に関する教育の充実について

教育基本法及び学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した有形、無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、それを継承し発展させることが必要です。また、国際社会の中で主体性をもって生きていくには、国際感覚をもち、国際的視野に立ちながらも、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重視されました。

このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度の育成については、児童生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等で指導の充実を図ることが重要です。

本県の建造物では、平成20年6月に「青井阿蘇神社」が国宝に指定され、有形の民俗文化財では、平成29年3月に「宇土の雨乞い大太鼓」が国指定に登録されるなどしました。また、指定文化財ではないものの細川家の武士の美意識や精神性を色濃く反映した「肥後六花」など、わたしたちの熊本県には多くの貴重な宝があります。

このように先人たちによって大切に守り受け継がれてきた文化的遺産は、郷土熊本の誇りであるとともに、本県児童生徒が郷土の伝統や文化を学ぶにふさわしい貴重な教材であり、授業等において積極的に活用していくことが重要です。

○ 本県に守り受け継がれてきた文化的遺産

種別		国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	30	46	514	590
	絵画	2	12	35	49
	書跡	9	30	54	93
	典籍	0	0	3	3
	文書	5	3	105	113
	彫刻	12	53	216	281
	工芸	5	57	157	219
	考古	4	13	84	101
	歴史	1	5	76	82
	小計	68	219	1244	1531
無形文化財		1	4	5	10
民俗文化財	有形民俗	1	8	39	48
	無形民俗	4	35	234	273
	小計	5	43	273	321

H29.3.3 現在

2 新学習指導要領の各教科等における伝統や文化に関する主な内容

小学校（一部抜粋したものもあります。）

ア 国語科

- ・昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、我が国の伝統的な言語文化に親しむこと。
- ・長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。
- ・易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。
- ・長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。
- ・親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。
- ・古典について解説した文章を読んだり作品の内容の大体を知ったりすることを通して、昔の人のものの見方や感じ方を知ること。

イ 社会科

[県内の伝統や文化、先人の働きについて]

- ・県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。
- ・歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力を考え、表現すること。

[県内の特色ある地域の様子について]

- ・県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに、伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいずれかを選択して取り上げること。

[我が国の歴史上の主な事象について]

- ・我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。

ウ 音楽科

- ・歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。
- ・打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。

エ 図画工作科

- ・親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

オ 家庭科

- ・伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。（和食の基本となるだし役割についても触れること。）

カ 特別の教科 道徳

- ・主として集団や社会との関わりに関すること [伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]
我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。

キ 外国語活動、外国語科

- ・外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。
- ・英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然などに関するものの中から、児童の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げること。

ク 総合的な学習の時間

- ・目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

中学校（一部抜粋したものもあります。）

ア 国語科

- ・音読に必要な文語のきまりや訓読の仕方を知り、古文や漢文を音読し、古典特有のリズムを通して、古典の世界に親しむこと。
- ・古典には様々な種類の作品があることを知ること。
- ・作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界に親しむこと。
- ・現代語訳や語注などを手掛かりに作品を読むことを通して、古典に表れたものの見方や考え方を知ること。
- ・歴史的背景などに注意して古典を読むことを通して、その世界に親しむこと。
- ・長く親しまれている言葉や古典の一節を引用するなどして使うこと。

イ 社会科

- ・地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。
- ・自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

ウ 音楽科

- ・我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性
- ・民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

エ 美術科

- ・日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気付き、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
- ・鑑賞の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

オ 技術・家庭科（家庭分野）

- ・地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること。
- ・だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。

カ 技術・家庭科（技術分野）

- ・我が国の伝統的な技術についても扱い、緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付かせること。

キ 保健体育科

- ・武道については、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること。

ク 外国語科

- ・英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を効果的に取り上げるものとし、次の観点に配慮すること。
(イ)我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つこと。

ケ 特別の教科 道徳

- ・郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

コ 特別活動

- ・平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

【参考】

教育基本法における「伝統や文化に関する教育」の位置付け

第一章 教育の目的及び理念

第二条五

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法における「伝統や文化に関する教育」の位置付け

第二章 義務教育

第二十一条三

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。